

# ○安全月報の作成について（通達）

昭和44年1月22日  
海幕監察第393号

改正 平成14年3月22日 海幕監察第1596号〔第1次改正〕

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

安全月報の作成について（通達）

標記について、下記のとおり通達する。

## 記

### 1 目的

艦船及び航空部隊に対する安全指導の徹底並びに隊員の安全意識の高揚を図り、事故防止に資する。

### 2 実施要領

- (1) 護衛艦隊司令官及び航空集団司令官は、毎月1回の標準で、それぞれ艦船及び航空の安全月報を作成、配布するものとする。
- (2) 各部隊及び機関の長は、護衛艦隊司令官及び航空集団司令官の要請に応じ、艦船又は航空の安全月報の作成に関し所要の協力を行うものとする。
- (3) その他実施の細部については、護衛艦隊司令官及び航空集団司令官の定めるところによる。

### 3 所要経費は、別途配布する。

写送付先：部内全般